# 第11 旧ソ連・モンゴル抑留者の資料整備 について

# 1 抑留中「死亡者」の資料

(1) 平成3年以降、旧ソ連政府等から抑留中死亡者資料の提供を受けており、そのうち公表した死亡者名簿の翻訳版については、その都度、各都道府県に配布し、一般の閲覧に供するようお願いしてきたが、当局においても、一層容易に閲覧でき広く情報を得られるよう、平成19年3月29日に厚生労働省のホームページに掲載した。

なお、提供された資料については、従来から、当局資料との照合調査を行ってきており、その結果、身元が特定できた場合は、各都道府県の協力を得て、 遺族調査を行ったうえで遺族に記載内容をお知らせすることとしているので、 引き続き協力方よろしくお願いする。

(2) 平成17年度にロシア政府から提供された旧ソ連抑留中死亡者の個人資料約 3万8千名分については、当局資料との照合などの精査を引き続き進めており、 新たに身元が特定出来た場合には、これまで同様、遺族にお知らせするために、 各都道府県を通じて遺族調査を行うこととしているので、協力方よろしくお願 いする。

また、本個人資料は、身元未特定者の照合作業に使用するとともに希望する 遺族に提供してきたところであるが、平成20年8月8日付け事務連絡により 通知したとおり、より多くの遺族に提供できるよう、平成20年8月及び10 月に照会方法等に関する「お知らせ」を関係遺族宛てに送付したので、質問等 が寄せられた場合には、厚生労働省へ直接照会するよう案内していただきたい。

(3) なお、平成20年10月に第3回日ロ協議が開催され、抑留中死亡者に関する資料については、ロシア側と今後も協力して取り組みを進めていくことを確認した。

当方では、抑留中に約5万3千名が死亡したものと推計している。このうちロシア政府からの死亡者名簿等の提供により、身元が確認された者は約3万2千名であるが、未だ身元が確認できていない2万1千名分について、近日中にロシア側に提供し、調査の促進を要請することとしている。

# 2 抑留「帰還者」の個人資料

ロシア政府から提供された旧ソ連抑留者の個人資料(約47万名分)及びモンゴル政府から提供されたモンゴル抑留者の個人資料(約1万名分)について、抑留者本人又はその遺族に当該資料を提供している。

ついては、資料を希望する抑留者本人又は遺族から質問等が寄せられた場合には、厚生労働省へ直接照会するよう案内していただきたい。

# 3 抑留者で「北朝鮮に移送された者」の資料

平成17年3月に、ロシア政府から「ソ連邦抑留者で朝鮮に移送された者」約2万7千名分の名簿が提供された。

この名簿は、記載事項が露文による氏名、生年、階級に限られているが、当局保管資料との照合調査等を行い、北朝鮮で死没した者の身元特定に努めているところである。北朝鮮に移送された者の身元を特定した場合には、遺族に記載内容をお知らせすることとしており、各都道府県を通じて遺族調査を行うので、協力方よろしくお願いする。

# 第12 未帰還者等調査について

### 1 未帰還者等の現状

未帰還者等とは、終戦前から引き続き中国、ソ連、北朝鮮又は南方の諸地域に残留している者であって、①日本の国籍を有していること、②過去のある時点で生存していると認められる資料があること、③自己の意思により帰還しない者でないこと等のすべての条件を満たしている者である。

平成21年1月1日現在の未帰還者等数420人(前年同月比:5人減) 未帰還者等の地域別内訳

地	域	旧ソ連	中国	北朝鮮	その他 南方等	<del>≒</del>
人	数	48人	312人	48人	12人	420人

### 2 業務の実施状況

### (1) 業務処理の促進

未帰還者等の最終的な処理については、平成19年度に各都道府県を通じて留守家族から情報の収集や戸籍処理に関する意向確認を行い(中国、旧ソ連の一般邦人を除く)、引き続き一定の結論(戦時死亡宣告、自己意思残留の認定等)を得るよう努めており、現在、関係県の協力を得て9人の戦時死亡宣告の手続きを行っているところである。

南方地域においては、現地調査などさらに未帰還者等調査の進展を図る こととしているので、今後とも、留守担当者の意向確認など引き続き協力 をお願いしたい。

#### (2) 地域別の状況

#### ア 旧ソ連地域

旧ソ連地域については、平成15年3月にロシア政府に所在調査を依頼するとともに、樺太地域については、職員の派遣や従前から、民間団体へも情報収集の調査を委託し、消息の把握に努めることとしている。

### イ 北朝鮮地域

北朝鮮地域については、これまで機会あるごとに未帰還者等及び戦時 死亡宣告済者の名簿を提供し、安否調査を依頼してきているところであ るが、今後も情勢の推移や機会をとらえて安否調査を依頼したいと考え ている。

# ウ 中国地域

中国地域については、平成18年4月中国政府と口上書を結び、所在 調査を依頼したところ、これまでに一部調査回答を受領したところであ る。この調査結果については、取りまとめ次第、都道府県宛て連絡する ので留守担当者の意向確認をよろしくお願いする。

# エ 南方地域

南方地域については、平成18年度にベトナム、平成19年度にフィリピンにおいてそれぞれ現地調査を実施し、戸籍の最終処理が図られたところである。今年度は、マリアナ諸島に関しての国内調査を実施しており、ミャンマーにおいては現地調査を今月中に実施することとしている。

# (3) 留守担当者との連携

近年、留守担当者の異動について把握されていない事例が散見される ので、定期的に留守担当者との連絡を行い、その異動や意向確認に努め ていただくとともに、変更がある場合は、当局に通報をお願いする。

# 第13 北朝鮮在住の日本人配偶者故郷訪問 について

北朝鮮在住の日本人配偶者故郷訪問事業については、第4回目について平成14年10月下旬頃に実施との動きがあったが、同年9月の日朝平壌宣言以降の情勢の変化により延期され、現在に至っている。

今後、故郷訪問事業が実施されることになった場合は、都道府県には、受入れの前提となる訪問予定者の戸籍確認、親族の所在確認、面会の意向確認等の業務及び日本赤十字社支部への緊密な協力をお願いする。(平成14年9月18日社援業発第0918001号業務課長通知「北朝鮮在住の日本人配偶者故郷訪問事業再開時における準備・実施事務の細部等について」参照。)

# (参考)

故郷訪問事業について

ア 北朝鮮在住の日本人配偶者について

- (ア) 北朝鮮在住の日本人配偶者は、昭和30年代半ば以降、在日朝鮮人の夫等とともに、北朝鮮に渡った者であり、法務省及び外務省では約1,800名と推計している。
- (イ) 在日朝鮮人の北朝鮮への渡航については、昭和30年代前半に在日朝鮮人総連合会による集団帰国運動が大規模に展開され、政府において「北朝鮮帰還問題は、基本的人権に基づく居住地の選択の自由という国際通念に基づいて処理すること」等が閣議了解(昭和34年2月)され、これにより、日朝両国赤十字の協定に基づき、関係省庁の連携のもとに、帰還業務が実施された。

# イ 故郷訪問実施までの主な経緯

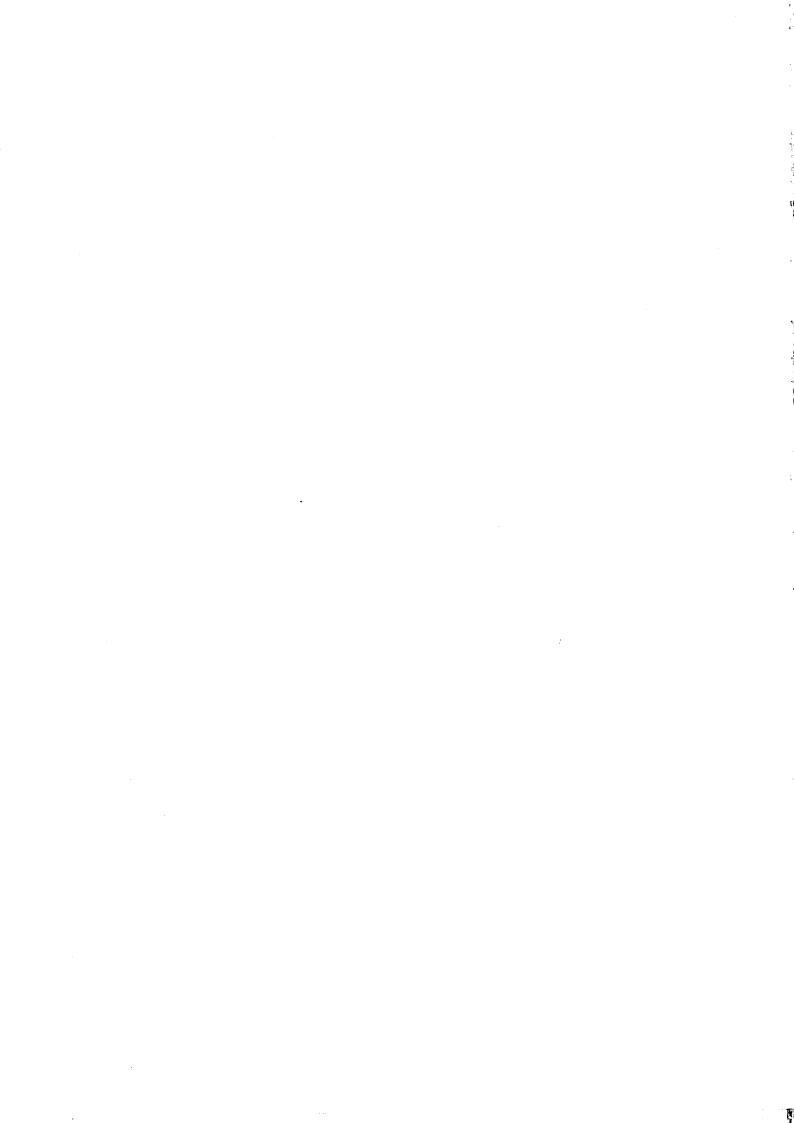
- (ア) 北朝鮮在住の日本人配偶者の故郷訪問については、 平成9年8月21日・22日に開催された 「日朝国交正常化交渉再開のための審議官級予備会談」において、人道的見地から、日朝両国の赤十字社が連絡協議会を設置し、今後の日本人配偶者の故郷訪問の実現のための準備・協議及び北朝鮮内の日本人の安否調査等に緊密に協力していくこと等で意見の一致が見られた。
- (4) これを受けて同年9月、日本人配偶者の故郷訪問事業の実施や、関係省庁連絡会議(内閣官房、警察、法務、外務、大蔵、厚生、自治(当時))の設置等につき閣議了解がなされた。

# (これまでの実績)

第1回(平成9年11月)15名

第2回(平成10年1月)12名

第3回(平成12年9月)16名(計43人)



# 参考資料

# 第 1 平成21年度予算案事項別内訳

厚生労働省社会・援護局(援護関係)

1400	平成20年度	平成21年度	外前年率	厚生労働省社会·援護局(援護関
事項	予算額	平成21年度	対前年度増減額	備考
	千円	千円	千円	
社会·援護局(援護)計上分	45,461,622			
(項) 厚生労働本省共通費	4,911	4,568	▲ 343	
厚生労働本省一般行政に必要な経費	4,911	4,568	▲ 343	
(項) 遺族及留守家族等援護費	42,275,443	37,292,538	<b>▲</b> 4,982,905	
遺族及留守家族等の援護に必要な経費	42,275,443	37,292,538	<b>▲</b> 4,982,905	
援護審査会経費	1,822	1,671	<b>▲</b> 151	
戦傷病者戦没者遺族等援護法施行経費	39,759,607	35,148,568	<b>4</b> ,611,039	戦没者遺族相談員謝金年額 25,000円 → 25,100円
戦傷病者特別援護経費	1,160,310	1,013,977	▲ 146,333	1 戦傷病者等の労苦継承事業の実施 (しょうけい館の運営費) 190百万円 → 189百万円
				2 特別援護費関係 ·療養手当
				月額 29,400円 → 29,400円 ・葬祭費
				単価 199,000円 → 199,000円 3 事務委託費関係 ・戦傷病者相談員財金年額 25,000円 → 25,100円
未帰還者留守家族等援護経費	52,624	47,958	<b>4</b> ,666	·葬祭料 単価 199,000円 → 199,000円
未帰還者に関する特別措置経費	319	528	209	
戦没者等の遺族等に対する特別給付金等の 支給事務に必要な経費	722,356	511,850	▲ 210,506	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の支援 (支給事務に要する経費)
The second of th				0 → 64百万
昭和館等に係る経費	578,405	567,986	▲ 10,419	昭和館の運営等
(項) 戦役者慰霊事業費	973,383	1.039,483	66,100	
戦没者の遺骨収集事業等に必要な経費	973,383	1,039,483	66,100	
戦没者遺骨処理等諸費	514,881	586,981	72,100	1遺骨収集関連事業
				①フィリピン ②東部ニューギ
				③ビスマーク・ソロモン諸島 ④アッツ島
		ŀ		⑤インドネシア ⑥沖縄、硫黄島
				①ハパロフスク地方 ⑧モンゴル
				2 慰霊巡拝
				①フィリピン ②東部ニューギ
				③ビスマーク・ソロモン諸島 ④マリアナ諸
				⑤トラック諸島 ⑥北ボルネオ
				⑦中国 ⑧硫黄島
				⑤ハパロフスク地方   ⑩ザバイカル地フ
				⑪沿海地方 ⑫オレンブルグ州
				3 慰霊碑の補修等
		ļ		4 遺骨・遺留品の伝達
			İ.	5 戦没者遺骨に係るDNA鑑定

	平成20年度	平成21年度	対前年度	
事項	予算額	予算(案)	增減額	備考
戦没者追悼式挙行等に必要な経費	458,502	452,502	▲ 6,000	1 戦没者遺児による慰霊友好親善事業 308百万円 → 308百万円 (14地域) (14地域) うち、民間建立慰霊碑整理事業 19百万円 → 19百万円
				2 千鳥ヶ淵戦没者墓苑納骨経費 22百万円 → 18百万円
(項) 中国残留邦人等支援事業費	1,960,609	1,944,046	<b>▲</b> 16,563	
中国残留邦人等の支援事業に必要な経費	1,950,354	1,933,815	▲ 16,539	·
中国残留邦人等に対する生活支援	744,265	771,287	27,022	・老齢基礎年金満額支給のための保険料の追納 208百万円 → 192百万円
				・「支援·相談員」の配置 483百万円 → 502百万円
				・新支援給付指導監査の実施 0 → 43百万円
定着自立接護	500,750	478,601	▲ 22,149	・新中国残留邦人等生活実態調査の実施 0 → 12百万円
帰国受入援護	644,810	625,413	▲ 19,397	- 永住帰国見込世帯人員 36世帯111人 → 29世帯101人 - 一時帰国見込世帯人員 149世帯248人 → 137世帯235人
身元調查等	60,529	58,514	▲ 2,015	·訪中調查対象孤児数 34人 → 34人 ·訪日調查対象者数 5人 → 5人
北朝鮮在住日本人配偶者の故郷訪問事業に必要な 経費	10,255	10,231	▲ 24	
(項) 恩給進達等実施費	247,276	290,201	42,925	
恩給進達及び人事資料の保管等に必要な経費	247,276	290,201	42,925	
資料整備諸費	179,541	223,275	43,734	1 人事関係資料整備
			ļ	2 ソ連抑留関係者資料整備
				3 旧軍関係諸規則の整備
				4 北朝鮮死亡者関係資料の整備
				5 未帰還者実態調査
援護関係人事等資料の保存・継承に関する検討 経費	595	595		都道府県保管の映像等資料の実態調査経費
戦没者叙勲等の進達等に必要な経費	4,359		i	
旧軍人遺族等恩給の事務処理に必要な経費	62,781	62,072	<b>▲</b> 709	9

社会・援護局(社会)計上分	9,194,970	9,179,017	<b>▲</b> 15,953	
(項) 生活保護費	8,633,443	8,617,490	▲ 15,953	
中国残留邦人等に対する生活支援	8,633,443	8,617,490	▲ 15,953	中国残留邦人等に対する支援給付の実施
(項) 地域福祉推進費	561,527	561,527	. 0	
中国残留邦人等に対する生活支援	561,527	561,527	o	地域社会における生活支援の実施

-	平成20年度	平成21年度	対前年度	備 考
事項	予算額	予算(案)	增減額	V#E - 7
援護関係合計	54,656,592	49,749,853	<b>4</b> ,906,739	
社会・援護局(援護)計上分	45,461,622	40,570,836	<b>4,890,786</b>	
社会・援護局(社会)計上分	9,194,970	9,179,017	▲ 15,953	

# (参考) 平成21年度予算(案) 地方公共団体等予算事項別内訳

	平成20年度	平成21年度	対前年度	
事項	予算額	予 算 (案)	增減額	備考
	千円	千円	千円	
社会·援護局(援護)計上分	1,477,183	1,268,488	▲ 208,695	
(項) 遺族及留守家族等援護費	776,686	548,305	▲ 228,381	
(目)遺族及留守家族等援護事務委託費	771,812	543,441	▲ 228,371	
(目細)戦傷病者戦没者遺族等援護事務委託費	72,719	72,276	<b>▲</b> 443	
(目細)留守家族等援護事務委託費	33,943	33,452	<b>▲</b> 491	1 留守家族等接護 133千円 2 未帰還者特別措置 166千円 3 戦傷病者特別接護 33,153千円
(目細)特別給付金等支給事務委託費	665,150	437,713	▲ 227,437	
(目)遺族及留守家族等援護活動費補助金	4,874	4,864	▲ 10	沖縄県
(項) 戦没者慰霊事業費	12,741	12,268	<b>▲</b> 473	
(目)旧軍関係等調查事務等委託費	6,611	6,144	<b>▲</b> 467	
(目細)旧軍関係調査事務等委託費	6,611	6,144	<b>▲</b> 467	
(目)遺骨収集等委託費	6,130	6,124	<b>A</b> 6	沖縄県
(項) 中国残留邦人等支援事業費	642,603	662,845	20,242	
(目)遺族及留守家族等援護事務委託費	642,603	662,845	20,242	
(目細)特別給付金等支給事務委託費	478	477	<b>1</b>	
(目細)引揚者等援護事務委託費	642,125	662,368	20,243	「支援・相談員」の配置 502,117千円 (新)支援給付指導監査の実施 40,451千円
(項) 恩給進達等実施費	45,153	45,070	▲ 83	
(目)旧軍関係調査事務等委託費	45,153	45,070	▲ 83	
(目細)旧軍関係調査事務等委託費	9,006	8,990	<b>A</b> 16	
(目細)旧軍人遺族等恩給進達事務等委託費	36,147	36,080	▲ 67	1 旧軍人遺族等恩給進達関係 31,944千円 2 戦没者叙勲等進達関係 4,136千円

事項	平成20年度	平成21年度	対前年度	備考
₹ %	予算額	予算(案)	增減額	ν <del>π</del>
社会·援護局(社会)計上分	9,194,970	9,179,017	▲ 15,953	
(項) 生活保護費	8,633,443	8,617,490	▲ 15,953	
(目)生活保護費等負担金	8,633,443	8,617,490	<b>▲</b> 15,953	
(小事項)中囯残留邦人生活支援給付金	8,633,443	8,617,490	▲ 15,953	中国残留邦人等に対する支援給付の実施
(項) 地域福祉推進費	561,527	561,527	0	
(目)セーフティーネット支援対策等事業費補助金	561,527	561,527	О	地域社会における生活支援の実施

事項	平成20年度	平成21年度	対前年度	備考
₩ X	予 算 額	予 算 (案)	増減額	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
援護関係合計	10,672,153	10,447,505	<b>▲</b> 224,648	
社会·援護局(援護)計上分	1,477,183	1,268,488	▲ 208,695	
社会·援護局(社会)計上分	9,194,970	9,179,017	▲ 15,953	

主 要 行 事	21年4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	22年1月	2月	3月
[式 典]												
千鳥ヶ淵戦没者墓苑拝礼式		〇(下旬)										
全国戦没者追悼式					〇(15日)							
援護事業功労者厚生労働大臣表彰								〇(下旬)				
CD to the Miles												<u> </u>
[慰霊事業] ————————————————————————————————————				<u> </u>								
<u> </u> 遺 骨 収 集			<b>←</b>		<del>.</del>							<b>→</b>
慰	ļ. <u>-</u> .			←								<b>→</b>
遺 骨 伝 達	<b>←</b>							· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	<b>,</b>			<b>→</b>
[中国孤児等対策]										·		
都道府県初任者研修会		○(下旬)										
孤児情報公開 (肉親情報収集)						<b>←</b>	未定	<b></b> →				
訪日対面調 <b>査</b>						<u>-</u>		← 調몦	後中 →			
 [事務打合せ等会議]												
接護システム操作研修会	第3~4週										······	
援護法等施行事務打合せ会		———	 問整中→									
援護法・特給法等研修会				<del></del>								
恩給進達事務等研修会			<b>←</b> 6	月下旬頃→								
戦傷病者特別援護法研修会												
援護事務主管課長会議												〇(上旬

# 第3 昭和館について

昭和館は戦没者遺族に対する援護施策の一環として、戦中・戦後の国民生活上の労苦を後世代に伝えるための国立の施設です。(平成11年3月開設)なお、開館以来の総入館者数は、平成21年1月末現在で2,397,581人です。

# 7階

常設展示室(戦中の人々のくらし)

昭和10年頃から昭和20年(終戦)までの戦中における国民生活 を伝える実物資料を展示

# 6階

常設展示室(戦後の人々のくらし)

昭和20年(終戦)から昭和30年頃までの戦後における国民生活 を伝える実物資料を展示

### 5階

映像·音響室

当時の記録写真、映像、ニュース映画、SP レコード等を収集 コンピュータで検索して視聴できる

# 4階

図書室

当時の国民生活を中心とした図書・雑誌を収集。様々な目的に応じて、検索、閲覧ができる

# 3階

会議室

2階

広 場

特別企画展などを開催

憩いの場

# 1階

昭和館 懐かしのニュースシアター

戦中・戦後の国民生活を再現する当時のニュース映画を毎日上映 (番組は毎週変更)

特別企画展(平成11年から毎年開催)					
平成20年4月~5月	SHOWA の原風景(写真展)				
十成20年4月~5月	石川光陽が撮った昭和の町並み・空襲・世相				
平成20年7月~8月	戦中・戦後をともにした動物たち				
平成21年2月~4月	ワーナー・ビショフ写真展「Japon」より				
	~新しい日本と永遠なるもの 1951-52 年~				

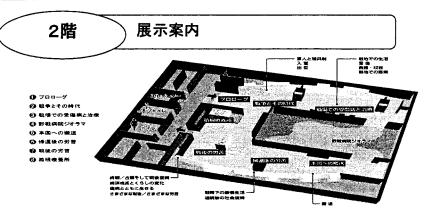
巡回特別企画展(平成13年から毎年開催)					
平成20年 9月	語り伝えたい戦中・戦後の暮らし				
	(宮崎県)				
平成20年10月~11月	語り伝えたい戦中・戦後の暮らし (福井県)				
平成21年 9月(予定)	青森県				
11月(予定)	静岡県				

# 紀要「昭和のくらし研究」(第6号まで発行) 特別上映会(昭和の日・秋季など)

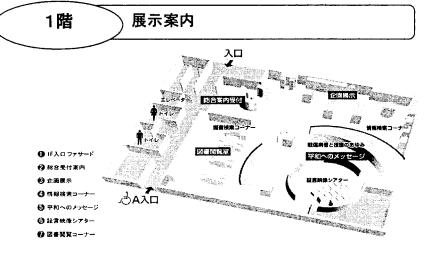
場所	〒102-0074 東京都千代田区九段南1-6-1
開館時間	10:00~17:30 (入館 17:00 まで)
休 館 日	月曜日(祝日、振替休日のときはその翌日) 年末年始
アクセス	地下鉄「九段下駅」(東西線、半蔵門線、都営新宿線)
ホームページ	http://www.showakan.go.jp

# 第4 しょうけい館 に つ い て

しょうけい館は、戦傷病者とそのご家族等の戦中・戦後に体験した様々な労苦についての証言・歴史的資料・書籍・情報を収集、保存、展示し、後世代の人々にその労苦を知る機会を提供する国立の施設です。(平成18年3月開設)



体験者の証言を基に戦場で負傷したある兵士の足跡を辿る形で戦傷病者とその家族の労苦をお伝えします。



体験者が語るメッセージ、作品により戦傷病者とその家族のさまざまな労苦をお伝えします。

# 事業の概要

1. 展示事業 2. 図書映像資料閲覧事業 3. 関連情報提供事業

特別企画展等				
平成20年3月 一日一枚に想いを託して				
~4月	~絵が語る戦傷病者の労苦~			
平成20年4月	戦傷病者が語る戦後の労苦			
~5月	戦場内省が記る戦後のカム			
平成20年7月 あの日の記録				
~9月	~戦傷病者の写真展~			
平成21年1月	記憶と証			
~2月	~戦傷病者 戦中・戦後の軌跡~			
平成21年3月	"いたみ"を綴る			
~5月(予定)	~短歌にこめた戦傷病者の労苦			

場所	〒102-0074 東京都千代田区九段南 1-5-13 共同ビル	
開館時間	10:00~17:30 (入館 17:00 まで)	
休館日	月曜日(祝日、振替休日のときはその翌日)	
	年末年始	
アクセス 地下鉄「九段下駅」(東西線、半蔵門線、都営新宿線)		
ホームページ	http://www.shokeikan.go.jp	

# 第 5 戦傷病者特別援護法関係統計表

	項目	援護の内容	摘要
1	戦傷病者手帳の	軍人軍属等で公務上の傷病により	交付人員 38,300人
	交付(第4条)	一定程度の障害を有する者等に	, , , , ,
		交付	  (平成20年4月1日現在)
2	療養の給付又は	公務上の傷病につき療養を必要と	療養患者数 983人
	療養費の支給	する者に給付(支給)	- XX-20-13
	(第10条、第17条)	)	   (平成20年4月1日現在)
3	療養手当の支給	1年以上の長期入院患者で傷病	受給者 3人
	(第 18 条)	恩給等の年金を受けていない者に	
		支給 (月額 29, 400 円 )	   (平成20年4月1日現在)
4	葬祭費の支給	療養の給付を受けている者が死亡	支給件数 26人
	(第 19 条)	した場合にその遺族に支給	
		(199,000円)	(平成19年度)
5	更生医療の給付	職業能力等の回復、向上のための	給付件数 0件
	(第 20 条)	手術が必要な者に給付	
			(平成19年度)
6	補装具の支給及	一定程度以上の障害を有する者に	支給修理件数 471件
	び修理	義肢、車椅子等を支給(修理)	
	(第21条)		(平成19年度)
7	国立保養所への	重度戦傷病者の国立保養所への	入所者数 0人
	収容	収容	
	(第 22 条)		(平成20年4月1日現在)
8	旅客会社等の	障害の程度により一定回数の旅客	乗車券引換証交付人員
	乗車船について	会社等の乗車船について無賃扱い	22,005人
	の無賃取扱い	にする	
	(第23条)	(予算措置は国土交通省)	(平成19年度)
9	戦傷病者相談員	戦傷病者の生活等の相談に応じ、	戦傷病者相談員数 881人
	(第8条の2)	援護のために必要な指導を行う	
		(謝金 年額 25,000円)	(平成20年4月1日現在)

# 第6 中国残留邦人等の数

(1) #	『国残留邦人の状況 (平成21年2月1日現在)
ア	永住帰国者の状況(昭47.9.29日中国交正常化以降)永住帰国者の総数 6,411人(家族を含めた総数20,467人)うち孤 児 2,529人( " 9,279人)うち婦人等 3,882人( " 11,188人)(注)孤児世帯の中に夫婦とも孤児の者が4世帯いるので、帰国世帯数は、孤児2,525世帯、婦人等3,882世帯、計6,407世帯である。
イ	中国に残留している者の状況472人うち孤 児285人うち婦人等187人
ウ	一時帰国者の状況 一時帰国者の延人数 5,705人(家族を含めた総数 9,501人) うち孤 児 1,223人( " 2,400人) うち婦人等 4,482人( " 7,101人) (注)一時帰国者の中には、 再一時帰国者 1,429人(孤児404人)が含まれている。
(2) 档	権太等残留邦人の状況 (平成21年2月1日現在)
ア	<ul> <li>永住帰国者の状況(平成元年度以降)</li> <li>永住帰国者の総数 79人 (家族を含めた総数 204人)</li> <li>うち樺太 62人 ( " 164人)</li> <li>うち旧ソ連本土 17人 ( " 40人)</li> <li>(注)永住帰国者世帯の中には、残留邦人である親族が5人いるので、 残留邦人の帰国世帯総数は74世帯である。</li> </ul>
イ	樺太等に残留している者の状況 435人
ウ	<ul> <li>一時帰国者の状況</li> <li>一時帰国者の延人数 1,800人(家族を含めた総数2,468人)</li> <li>うち樺太 1,602人( " 2,141人)</li> <li>うち旧ソ連本土 198人( " 327人)</li> <li>(注)一時帰国者の中には、再一時帰国者1,310人が含まれている。</li> </ul>

(3) 中国残留日本人孤児の肉親調査の状況(平成21年2月1日現在)

調査依頼があった者の数

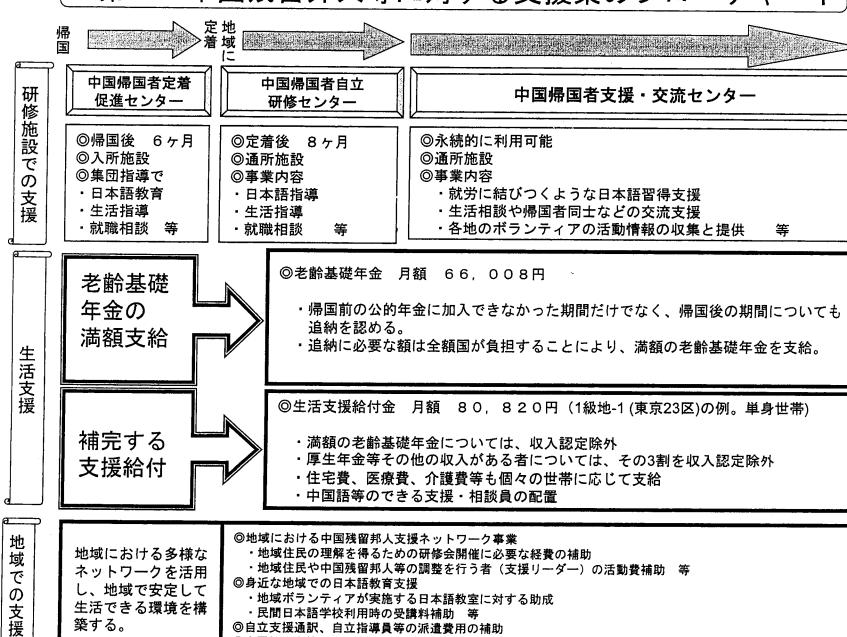
2,815人

うち身元が判明した者

1,282人

うち身元が判明しなかった者

1,533人



◎中国帰国者等への地域生活支援プログラムの実施

-34-

# 第8 中国帰国者定着促進センター、中国帰国者自立研修センター及び中国帰国者支援・交流センター一覧

平成21年2月1日現在

#### ○中国帰国者定着促進センター(1カ所)

名	称	場	所	開設年月日
中国帰国者定着促進七	<b>エンター</b>	〒359-0042 所沢市並木6-4	4 - 2	昭59.2.1

# ○中国帰国者自立研修センター (4カ所)

千葉県中国帰国者自立研修センター	〒260-8508 千葉市中央区千葉港4-3 千葉県社会福祉センター内	昭63.10.1 (平21.3閉所予定)		
東京都中国帰国者自立研修センター	東京都中国帰国者自立研修センター 〒162-8953 新宿区神楽河岸 1 - 1 東京都セントラルフ・ラザ・5 階 東京都社会福祉協議会内			
神奈川県中国帰国者自立研修センター	〒233-0007 横浜市港南区大久保町1-8-10 かながわ平和祈念館内	昭 6 3. 6. 1 (平 2 1. 3 閉所予定)		
大阪府中国帰国者自立研修センター	〒542-0065 大阪市中央区中寺1-1-54	昭63.6.1		

#### ○中国帰国者支援・交流センター (7カ所)

名 称	場	所	開設年	三 月	B
北海道中国帰国者支援・交流センター	〒060-0002 札幌市中央区 北海道	北2条西7-1 社会福祉総合センター3階	平19.	8.	1
東北中国帰国者支援・交流センター	〒980-0014 仙台市青葉区	本町3-7-4 宮城県社会福祉会館	平19.	8.	1
中国帰国者支援・交流センター	〒110-0015 台東区東上野カー	: 1-2-13 -ニープレイス新御徒町6階	平13.	11.	1
東海・北陸中国帰国者支援・交流センター	〒461-0014 名古屋市東区	種木町1-19 日本棋院中部会館6階	平18.	9.	1
近畿中国帰国者支援・交流センター	〒530-0026 大阪市北区神	9山町11-12	平13.	11.	1
中国・四国中国帰国者支援・交流センター	〒732-0816 広島市南区比	応治山本町12−2 広島県社会福祉会館内	平18.	9.	1
九州中国帰国者支援・交流センター	〒810-0044 福岡市中央区	5六本松1-2-22 福岡県社会福祉センター内	平16.	6.	1